

エコツアーリズム推進法などへの取り組み状況について

永田浜ウミガメ保全協議会事務局

前回会議で取り組むとされたエコツアーリズム推進法及び地域自然資産法について、今後検討すべき課題を確認する。

A. エコツアーリズム推進法

- ・法的規制と地域ルールのすみわけ
- ・人数上限や時間帯など細かい規制内容の検討
- ・「永田枠」の再検討
- ・団体客の立ち入り
- ・修学旅行など環境教育要素が強い立ち入り
- ・行政関係、報道関係、学術研究など、公益性のある立ち入り
- ・指定管理機関の検討

B. 地域自然資産法（＝地域計画の策定）

- ・目的及び方針
- ・事業の内容（事業内容、年次計画、配慮事項等）
- ・実施期間
- ・入域料（収受の権原、対象者、額、収受の方法、合意形成に関する事項等）
- ・自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動
（ふ化調査に伴う個体の捕獲など）

○参考（前回会議資料より）

【概要】

- ・ルールベースで永田浜における適正利用を図ることは限界がある。
- ・地元だけでウミガメ観察会を行っていくことは困難になっている。
- ・永田浜やウミガメを保護管理するための事業費を今後も行政のみで負担していくことは非現実的である。
- ・協力金の運用には透明性や公正性が求められる。



【望まれる姿】

- ・浜の立ち入りや協力金（入域料）の徴収に関して法的根拠がある。
- ・保護管理のために必要な事業を実施するための事業費がある。
- ・協力金の運用が原則公開され、多くの主体が参画し、透明性や公正性がある。

○今後のスケジュール（予定）

- ・~~H30年度第1回~~：~~エコツーリズム推進法や地域自然資産法を導入することの確認。~~
- ・H30年度第2回：これまでの検討経過の確認と規制内容、事業内容の検討。
- ・H31年度シーズン：H30年度検討した内容に基づいて各事業を試行。
- ・H31年度シーズン後：規制内容や地域計画に関する検討を2～3回実施。